

EC／EU法における人権規範の展開

—憲法秩序化への対外協力コンディシヨナリティのインパクト

小畠

郁

目次

一 はじめに

二 域内基本権保護とその限界

- 1 EC機関の行為に対するEC司法裁判所による統制とその存在根拠
- 2 判例の展開とその限界

(1) 加盟国の行為とEC法上の基本権保障

(2) 基本権尊重原則はEC／EUの権限の源泉となるか

三 対外協力人権コンディシヨナリティとその展開

- 1 対外協力についての人権コンディシヨナリティの登場
- 2 基本条約上の「基礎原則」としての人権の確立

(1) 中東欧諸国との協力条件から加盟条件へ
 (2) EU条約規定の改正

3 EU基本権局の発足

四 EU法における人権規範の基礎と限界

一はじめに

一〇〇九年初頭に発効が目指されているリスボン条約⁽¹⁾による改正によって、ヨーロッパ連合（European Union, 本稿ではEUという）条約は、その「A条（Article 1 a）において次のように規定することになる。

連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配および人権（少數者に属する者の権利を含む）の尊重という諸価値に基づく。これらの諸価値は、多元主義、差別禁止、寛容、正義、連帯および女性と男性との間の平等によって特徴づけられる一つの社会の中にある加盟国に共通のものである。

これに先立つ一条は、EUの設立を謳い、それが「ヨーロッパの諸人民の間の an ever closer union」という目標（一九五七年のヨーロッパ経済共同体——本稿ではEECという——設立条約⁽²⁾前文第一段）への一段階であることを規定しているものであり、一A条は、実質的に最初の条文ということができる。そしてこれが、EUの個別の目的を定めた二条に先立つて規定されていることは、EUがいくつかの目的を実現するために設立された機能的団体を超える価値共同体であることを、自ら宣言しているのに等しい。言い換えれば、EUは自ら憲法秩序であるこ

とを自認するようになるのである。

こうした憲法秩序において、基幹的位置を占めるのは、一A条にも言及されている人権規範であり、そのことは、E Uの権限についての基本原則を定める三A条および三B条に続く条文となる（新）六条に示されている。いりでは、E U基本権憲章⁽⁴⁾に述べられた権利等をE Uが承認し、同憲章がE U条約およびE Uの機能に関する条約（旧ヨーロッパ共同体設立条約、これら二つの条約がE Uの基本条約を構成する）と同一の法的価値を有すること（1項）、ヨーロッパ人権条約⁽⁵⁾にE Uが加入すこと（2項）、同条約が保障する基本権は、E U法の一般原則を構成すること（3項）が規定されている。

リスボン条約によるかかる概念、すなわち、人権規範を基軸とする憲法秩序の形成は、基本条約の規定の上では、きわめて新しいものということができる。すなわち、リスボン条約による改正前の現行E U条約のテキストでは、右に引用した一A条の前段は、E Uの目的、組織原則、ヨーロッパ理事会（European Council）、主要機関の権限の基礎を定める規定につづく（旧）六条1項にやや弱い文言で規定されている。六条では、さらにヨーロッパ人権条約で保障される基本権をE Uが尊重すること、およびそれらが共同体法的一般原則であることは規定しているが、E U基本権憲章の法的効力やヨーロッパ人権条約への加入については規定されていない。

よく知られているように、E U法およびヨーロッパ諸共同体（European Communities、本稿ではE Cといふ）法において、人権規範は一定の地位を占めてきた。E C司法裁判所（Court of Justice of the European Communities、欧洲司法裁判所とも呼ばれる）は、すでに一九七〇年頃から基本権規範が共同体法の一部であることを認めてきた。このように人権規範を取り込むことには、E C／E U法において古くからそれなりの根拠があった。しかし、右にみたリスボン条約における人権規範の位置づけは、この内的な展開の単純な延長あるいは発展とみるだけでは十分

とはいえないようと思われる。他方、EC／EUにおいては、域外との関係において、人権観念に基づく活動が重厚に展開している。このことと、EC／EU法における人権規範の基軸化との関係は、これまで十分に検討されてきたとはいえない。むしろ現在でも、域内の人権確保についてはEUは強い動機付けを与えられているとはいえない。にもかかわらず、リスボン条約で人権規範を基軸とする憲法秩序化が定式化されることについては、もともと域外に適用されてきた人権コンディショナリティの影響を抜きにして語ることができないと思われる⁽⁷⁾のである。本稿は、このような視点から、EC／EU法における人権規範の展開を分析しようとするものである。なお、EC／EU法において「基本権」という用語と「人権」という用語は、通常互換的に用いられている。それは両者が、内容上ほぼ同義ということを理由とするものであり、本稿もこの理解にしたがう。ただ、沿革上、前者は域内における保護の文脈で、後者は主として域外に対して主張する文脈で使われてきたものであり、その点に留意したいので、原則として原文における使い分けをそのまま用い、内容的な同一性をとりわけ意識して言う場合は「人権規範」という用語を用いることにする。

EU／EC法における人権規範の展開を検討することは、EUという法秩序の構造の現段階をその限界とともに把握するために重要である。同時に、それとどまらず、国際法のより広い分野からも注目されるのである。もともとは国家の通商政策決定権を前提にして相互主義的交渉を通じて自由貿易を促進するものにすぎない世界貿易機関（WTO）においても、人権規範の取り込みが議論されているが、そうした議論は、EC／EU法の展開を大いに参考にしているものである。⁽⁸⁾要するに、EC／EU法は、国際社会というもともとは水平的（あるいは私法的）秩序の中に、いかに人権という垂直的（あるいは公法的）規範が織り込まれていくか、ということについての、一つのモデルを提供している。それは加藤久和教授が取り組んでこられた国際法における環境規範の形成と実施の問

題とも、その性格において共通するものであろう。

筆者は、主に国際法の立場から人権保障の問題を考えてきたのであり、E C / E U 法の分野においては、素人の域を出ているとはいえない。しかし、右のような意義に鑑みて、この領域に挑んでみたい。E C / E U (法) 研究の立場からの批判を頂戴できれば幸いである。

二 域内基本権保護とその限界

1 E C 機関の行為に対するE C 司法裁判所による統制とその存在根拠

E C の設立諸条約は、人権（基本権）についてなんら規定するところではなかったので、E C における人権規範は、もっぱら判例法により展開することとなった。その嚆矢とみなされているのは、一九六九年のスタウダ一事件におけるE C 司法裁判所の判決であり、ここでは、以前の決定とは異なり、「共同体法の一般原則に含まれ、当裁判所により保護される基本的人権」という観念を認めた。翌年の国際商事会社事件判決では、さらに明確に次のように述べられた。

実際、基本権の尊重は、当裁判所により保護される共同体法の一般原則の不可分の一部をなす。かかる権利の保護は、加盟国に共通の憲法的伝統に着想を得るものであるが、共同体の構造と目的の枠内において確保されなければならない。^⑩

このようなE C 司法裁判所の判例は、一九七九年のハウマー事件判決^⑪すでに一応完成された形態を与えられた

といえよう。ここでは、一方でEC機関の措置が基本権を侵害しているかどうかは、共同体法に照らしてのみ判断されることが確認されつつ⁽¹⁶⁾、基本権は共同体法の一般原則を構成し、加盟国に共通の憲法的伝統に着想を得るとともに、加盟国が作成ないし署名した人権についての国際条約が指針を与える、とされた。⁽¹⁷⁾このため、ヨーロッパ人権条約やいくつかの国の憲法の規定が参照された⁽¹⁸⁾。

このような判例の早くからの確立にもかかわらず、ECの立法措置が基本権を侵害するものと認められた例はほとんどなく⁽¹⁹⁾、個別行政行為についても、一九九〇年頃まで基本権侵害の主張が結果に影響を及ぼしているのはごくわずかと評価されていたことには、注意が必要である⁽²⁰⁾。

このように判例が実質的結果をほとんど伴うことなく展開してきたのは、EU法研究者が共通して認めるかかる基本権統制のアポロジーとしての性格に基づくものといえるであろう。つまり、このような判例の発展の推進力は基本権侵害の問題を糸口にした加盟国裁判所によるEC法に対する審査に対抗する必要性だったとされているのである⁽²¹⁾。

実際、よく知られているように、右に述べた国際商事会社事件と同一事案についての一九七四年の第一ゾーランゲ決定において、西ドイツ連邦憲法裁判所は、憲法上の基本権保障の優位から、違憲審査権をみずから確認した⁽²²⁾。この態度が変更されるのは、一九八六年の第二ゾーランゲ決定においてである⁽²³⁾。このように、一九八〇年代半ば頃まで加盟国裁判所との緊張関係が実際にも続き、そのことがEC司法裁判所の右に見た判例の原動力となってきたのである。このような状況は、実際上の要因としては微温的なものとなつたとはいえ、現在でも完全に払拭されたとはいえない。というのは加盟国裁判所は、少なくとも理論上はなお残余的審査権を主張しているからである⁽²⁴⁾。

右にみた判例の存在根拠がこのようなものであるとすると、それは域内に適用される人権規範が、国際法における

る通常のそれとは異なる性格をもつということも意味する。すなわち、EU域内に適用されるEC／EU法上の人権規範は、理論的には、EC機関の行為が関わる限りで、それ以上厳格な保障を各国が行うことを許さない性質のものである。この点で、通常ミニマム・スタンダードと考えられている一般的な人権の国際基準とは異なる。また、あるEC法規則の有効性が、すべての加盟国において等しく認められなければならないという前提をおくと、次のような困難な問題が生ずる。^④ 一つの考え方としては、各国内裁判所の基本権に基づく審査権の発動を完全に封じようという立場から、加盟国の人権規範のうちで最も厳格な基準を適用するという態度が導かれる。しかし、この態度は、国内人権規範は各国が通常自由に決定できるのであるから、一国にEC法規則の拒否権を与えるのと実質上等しく、EC／EUの立場からは全く受け入れがたい。ある加盟国において当該国的基本権規範と両立するEC法規則は、少なくとも当該国においてそれを無効とする理由は全くないというのが、EC／EUや当該国の本音である。そうだとするともう一つの考え方として、加盟国の人権規範のうちで最も緩やかな基準を適用するという態度もありうる。しかし、この立場は大多数の加盟国裁判所による審査権発動を誘発してしまうであろう。こうして、実際にはどこから基準をもってきたのかを曖昧にしながら、中間的な基準を適用せざるをえないのである。

実際に適用されている中間的な基準より厳格な基準をもつ加盟国が、理論的にはごまかしながら、自國の基本権規範の侵害を甘受しているのは、EC／EUの統合を支持するという基本的政策選択に基づくといってよいであろう。他方、実際に適用されているものよりも緩やかな基準しか有しない加盟国が手続的にはなんら問題のないEC法規則の無効化（の可能性）を認めるのは、アポロジーとしての基本権規範の性格だけからは導けない。こうして、少なくとも現在では、域内基本権規範を成り立たせていくものとして、別の要素が介在していると考えなければならないのである。

加盟国裁判所との対抗上基本権を保護しているという建前が必要だったにすぎないとすれば、「基本権は、[EC]司法裁判所により保護される共同体法の一般原則の一部である」という文言は、額面通り受け取ることはできない。つまり、かかる人権規範が、加盟国の行為を拘束するものであるか、また、ECの権限の独立した根拠になるかどうか、については、未確定のままであつたというべきであろう。

(1) 加盟国の行為とEC法上の人権規範

右の判例の論理からすれば、少なくともEC法を実施している加盟国の行為については、共同体法の一般原則である基本権の制約をうけるという帰結が導き出されなければならない。しかし、このような判例が現れたのは、かなり時代が下って一九八〇年代の終わりに至つてである。すなわち、一九八九年のヴァハウフ事件判決において、「加盟国が共同体規則を実施しているときには、「基本権保護という」要件は加盟国をも拘束する」と判示された。^④この事件を担当したアボカ・ジェネラルのジエーコブズは、次のような意見を述べた。

これまで当裁判所の判例法では、共同体の立法者自身による財産権の尊重にのみかかわっていたが、私の見解では、同一の原則が、加盟国による共同体法の実施にも適用されなければならない。なぜなら、共同体法に基づいて与えられた権限に従つて行為している際には、加盟国は、少なくとも基本権尊重の原則との関係では、共同体の立法者と同じ拘束に服なければならないことは、私には自明に思われるからである。^⑤

このように、適用対象は、EC法を実施している加盟国の行為にまで拡張され、現在では、さらにEC法の規制からとくに免脱を認められて行為している場合にも、審査が及ぶとする判例が現れている。もっとも、後者の判例

が確立するかどうかは不透明な状況が続いている。²⁹⁾

問題は、まず第一に、一九八九年まで E C 法上の人権規範が加盟国の行為を拘束することを認めた判例がなかったことである（以下、かかる年代的変化については、資料 1 参照）。このことは、論理的な一貫性だけを理由としてこの新たな展開を説明することができないことを示している。加盟国の行為を拘束するところと、1 でみた判例では働いていた加盟国裁判所と対抗する必要性という推進力は働かない。いったいどういう推進力が働いたのかについては、不明といわざるをえないが、時期的には、後で述べる対外関係における人権保護の要求との均衡が意識されるようになった年代と符合する。

第二に、このような拡大にもかかわらず、基本権尊重原則に照らしての審査対象となるのは、E C 法を実施している際の加盟国の行為に限定されていることである。もちろん、E C 法を実施しているとみなされる範囲については、論者によってさまざままで

資料 1 : EC/EU 人権規範関連年表

1969	EC司法裁判所：スタウダーStauder事件判決	
1970	EC司法裁判所：国際商事会社事件判決	
1974	[西ドイツ連邦憲法裁判所：第 1 ゾーランゲ決定]	
1979	EC司法裁判所：ハウワーHauer事件判決	
1983		ヨーロッパ議会：『世界人権報告書』公表開始
1984		第 3 次ロメ協定署名
1986	[西ドイツ連邦憲法裁判所：第 2 ゾーランゲ決定]	
1989	EC司法裁判所：ヴァハウフWachauf事件判決	第 4 次ロメ協定署名
1990		アルゼンチンとの協定署名
1991		ハンガリーおよびポーランドとのヨーロッパ協定署名
1992	マーストリヒト条約署名	バルト三国およびアルバニアとの貿易協定署名
1993	マーストリヒト条約発効・EU発足	中東欧諸国の加盟条件についての「コペンハーゲン基準」
	ヨーロッパ議会：『連合における基本権報告書』公表開始	
1995		オーストリア、フィンランド、スウェーデンのEU加盟
1996	EC司法裁判所：ヨーロッパ人権条約加入問題意見	
1997	アムステルダム条約署名	
1999	アムステルダム条約発効	
2000	EU基本権憲章	
2001	ニース条約署名	
2003	ニース条約発効	
2004		中東欧 8 か国とキプロス・マルタのEU加盟（東方拡大）
2007	EU基本権局発足 リスボン条約署名	ブルガリア・ルーマニアのEU加盟

ある。確立が微妙な、とくに免脱が認められて行為している場合に審査を肯定するのは、加盟国の規則が「〔EC〕法の範囲内に入る」からである。^⑩この限定は、リスボン条約でEU条約と同一の法的地位を与えられることになる基本権憲章でも認められている。「適用範囲」と題する五一条の1項では、次のように規定されている。

この憲章の規定は、補完性の原則を十分考慮してEUの機関、事務所および部局、並びに、EU法を実施している場合にのみ、加盟国を名宛人とする。これらのものは、EU条約およびEUの機能に関する条約が付与するおののおのの権限に従つて、かつ、その権限の限定を尊重して、この憲章上の権利を尊重し、原則を遵守し、その適用を促進しなければならない〔傍点引用者〕。

しかし、人権規範の尊重がEUを基礎付ける「価値」（リスボン条約による改正後1A条）ないし「原則」（6条1項）であるというのならば、加盟国はEU法を実施していると否とを問わずそれを遵守しているかが問われなければならない、という理解の方が素直であろう。要するに、域内における基本権に関する判例法理と人権観念を基軸とする憲法秩序化との間には、容易に埋めがたい溝があるのである。

（2）人権規範はEC／EUの権限の源泉となるか

加盟国に対する拘束についても、このような制約があるのであるが、人権尊重原則が、それ自体EC／EUの権限の根拠となりうるか、という問題については、消極的な回答が有力である。さらに時代が下った一九九六年のヨーロッパ人権条約への加入についてのEC司法裁判所の意見は、「人権に関する規則を制定したりこの分野の国際条約を締結したりする一般的の権限を共同体の機関に付与する条約規定は存在しない」と述べている。^⑪

この意見は、アムステルダム条約による改正以前のものであることに留意が必要である。この問題を検討した諸文献では、アムステルダム条約による改正以降の発展によって、EC／EUの人権を扱う権限を肯定する見解が優

勢のように思われる。^{③2}これらの見解は、EU条約やヨーロッパ共同体設立条約の「人権」や「基本権」概念そのものを含まない個別規定を基礎に、実際の（とりわけ対外的な）人権活動をも考慮して、これら基本条約の全体から導かれる默示的な権限としてこれを認めるものとみることができる。たしかに解釈論としては可能な主張であろう。^{③3}しかし、EUが「人権の尊重」等の原則に基づき、と包括的に規定するEU条約六条一項から、人権規範がそれ自体としてEC／EUの権限の根拠となることはないというのは、むしろ共通認識ということができる。さらに、リスボン条約による改正により、基本権憲章は基本条約と同一の法的価値を有するものとされ、ヨーロッパ人権条約に加入することが定められることが定められることになるが、他方で次のような規定がおかれるのである。

憲章の規定は、基本条約に定められたEUの権限をいかなる意味でも拡大しない（六条1項2段）。

（ヨーロッパ人権条約への）加入は、基本条約に定められたEUの権限に影響を及ぼさない（同2項2文）。

もちろん、人権／基本権概念そのものを用いるのではないが、これらにかかるEC／EUの権限は拡大してきた。創設時のEECにおいても、生活水準の向上がその任務とされ（EEC設立条約二条）、加盟国国民たる労働者に対する国籍による差別の禁止の実現（同四六条）などが規定されている。さらに、アムステルダム条約による改正により、ヨーロッパ共同体設立条約一三条1項は、次のように規定するようになっている。

本条約の他の規定を害することなく、また本条約によって共同体に与えられた権限の範囲内において、理事会は、EC委員会の提案に基づき、かつヨーロッパ議会と協議した後に、全会一致で、性、言語、人種的もしくは種族的出身、宗教もしくは信念、障害、年齢または性的志向に基づく差別と闘うために適当な行動をとることができる。

そして実際に、反差別の領域でいくつかのきわめて包括的な立法がなされるようになっている。^{③4}しかし、このような活動も、少なくとも基本条約のテキスト上は「〔ヨーロッパ共同体設立〕条約によって共同体に与えられた権

限の範囲内」におけるものであることに注意が必要である。

以上を要するに、人権に関する個別の規範がEC／EUの権限の根拠となっている現状はあるとしても、人権規範一般が独立のEC／EUの権限の根拠となっているとみるべきではないであろう。少なくともこのような観念を公式に認めるに対しても、リスボン条約による改正テキストにみられるように、多くの加盟国が強く抵抗している現状があることには留意されなければならない。

三 対外協力人権コンディショナリティとその展開

1 対外協力についての人権コンディショナリティの登場

域内基本権保護は、少なくとも沿革的にはアポロジーとしての性格をもち、これまでのところこれによりEC機関や加盟国の行為に大きな影響があつたとはいえない。これに対して、EC／EUは、対外関係においては人権擁護のチャンピオンを自認するかのような主張を行つていて。この主張が言葉だけでないことを示すのが、対外協力の前提条件としての人権の尊重である。⁽⁴⁾ このような一種の二重基準は、EU法研究者にとつても公然と指摘されていることである。⁽⁵⁾ しかし、こうした対外活動が展開し始めるのは、それほど古いものではない。

EECの初期の発展協力協定を代表する第一次ヤウンデ協定（一九六三年署名、一九六五年発効）⁽⁶⁾ および第二次ヤウンデ協定⁽⁷⁾（一九六九年署名、一九七一年発効）では、前文において、国の経済的、社会的および文化的進歩を

図り経済的独立と安定を目指すことが謳われており、これ以上の政治的目的は述べられていない。EECへのイギリスの加盟を契機としてヤウンデ協定を全面的に改定した第一次ロメ協定（一九七五年署名、翌年発効）でも同様である。

一九七七年に生じたウガンダでの住民大量殺害に際しても、ロメ協定上自働的なものであつた輸出安定化援助金の支払いは停止されなかつた。他方、この事件が示したのは、人権抑圧政権への協力に対するヨーロッパ世論の反発であつた。これを背景に、EC委員会は、交渉が始まつた第二次ロメ協定に人権観念を盛り込もうとした。しかし、一九七九年に署名された同協定（一九八一年発効）には、第一次協定と同様人権観念はなんら含まれていない。この経過から分かるように、一九八〇年前後には、人権コンディショナリティに対する障害は、相手国の態度以外にはほとんどないことが明確になつていて。ヨーロッパ世論に最も敏感に反応するヨーロッパ議会は、一九八三年以降、「世界における人権」などと題する定期報告書を公表するようになつた。⁽⁴⁶⁾一九八四年に署名された第三次ロメ協定（一九八六年発効）は、前文で基本的人権に対する締約当事者の忠誠を確認した。⁽⁴⁷⁾

しかし、人権が協力関係の目的の基礎にあることが確認されるようになるのは、冷戦の崩壊を待つてのことであつた。社会主義イデオロギーの求心力や後に見る東欧圏諸国との関係との整合性が、人権を協力の基礎と認めることを妨げていたといえよう。このような防壁が打ち破られた一九八九年未に署名された第四次ロメ協定（一九九一年発効）は、はじめて協定本文で人権に言及し、「発展政策と協力は、基本的人権の尊重と享受に密接に結びついている」（五条1項）と規定した。一九九〇年四月に署名されたアルゼンチンとの協定（一九九一年発効）は、より明確に、「協力の民主的基礎」と題する一条に次のように規定した（1項）。

共同体とアルゼンチンとの協力の継および本協定の全体は、共同体およびアルゼンチンの対内・対外政策の精神的基礎と

なっている (inspiring) 民主主義の諸原則の尊重および人権の尊重に基礎をおく。

同様の規定は、同時期に、チリ、ウルグアイ、パラグアイとの各協定にも現れた。⁶¹⁾ 一九九一年二月七日に署名されたマーストリヒト条約⁶²⁾による改正でヨーロッパ共同体設立条約に付け加えられた一三〇〇U条（現一七七条、一九九三年一月一日発効）は、次のように規定した。

「発展協力の」分野における共同体の政策は、民主主義および法の支配の発展と強化、ならびに人権および基本的自由の尊重という一般的目的に寄与しなければならない。

2 基本条約上の「基礎原則」としての人権の確立

(1) 中東欧諸国との協力条件から加盟条件へ

先に見たように発展途上国との関係では一九八四年以降前文で人権に言及する例がみられるのであるが、東欧圏諸国との関係では、むしろこれは避けられていたと考えられる。一九八八年に署名されたハンガリーとの貿易および通商・経済協力協定⁶³⁾では、前文でヨーロッパ安全保障協力会議（CSCCE）プロセスでの合意⁶⁴⁾に言及しているだけである。人権に言及すれば、拡大中の東西貿易を促進する協力関係の成立に水を差すことになる。こうして、一九八九年一月のCSCCEウィーン再検討会議の総括文書は、東欧圏諸国（以下、イデオロギー的含意が抜け落ちていくので「中東欧諸国」という）が人権問題を外国が干渉できない国内管轄事項とみなす態度を放棄したこと⁶⁵⁾を示し、政治的な一大分水嶺となつた。同年四月、EC理事会とEC委員会が、とりわけ人権分野でのその約束をルーマニアが遵守していないことを理由として、同国との貿易および通商・経済協力協定の締結交渉を停止することを

決定した。⁵⁵⁾

中東欧諸国の加盟の希望を前提とした協力関係が始まるのは、右に見たように、対発展途上国協力関係の文脈で規範命題のパターーンとして人権という基礎が確立したまさにその時期であった。E Cは、一九九〇年夏、「ヨーロッパ協定 Europe Agreements」という新しいタイプの連携（association）協定の枠組みを考案した。これは、連携相手国の加盟への希望に留意しつつ、とりわけこれらの国の経済をE C法の基準に合致させることの見返りにE C側の経済援助を規定するものであった。⁵⁶⁾ 最初のヨーロッパ協定は、一九九一年一二月一六日、ハンガリー、ポーランドおよびチェコ・スロヴァキア連邦とそれぞれ署名された（前二者との協定は一九九四年発効、後者との協定は発効していない）。

これらの協定には、人権条項は含まれていなかつたが、一九九二年五月一一日に、アルバニアおよびバルト三国とそれぞれ署名された貿易および通商・経済協力協定（アルバニアおよびエストニアとの協定は翌年発効、ラトヴィアおよびリトアニアとの協定は翌年発効）は、各一条において、民主主義の諸原則および人権の尊重がこれらの協定の「本質的要素」を構成する、と規定した。これらの協定は、「本質的規定」の重大な違反の場合における協定の運用停止権も定めていた。同じ日のE C理事会声明は次のように述べていた。

理事会は、ヘルシンキ最終決定書および新しいヨーロッパのためのパリ憲章⁵⁷⁾により明定された民主主義の諸原則の尊重および人権の尊重、ならびに市場経済が、共同体とそのC S C Eのパートナーとの協力または連携協定の本質的な構成要素であることを強調する。

したがって、E C委員会は、共同体により締結される協定が緊急事態において運用される適当なメカニズム（義務の不履行に関する規定を含む）を含むことを確保するよう行動することを求められる。⁵⁸⁾

この方針に基づいて、ルーマニア（一九九三年二月一日署名、一九九五年発効）およびブルガリア（一九九三年三月八日署名、一九九五年発効）とのヨーロッパ協定において、人権尊重を協定の本質的要素とすること、および違反の際の協議を中心とする措置が規定された（前者では六条・一一条。後者では六条・一八条）。

こうした流れのなかで、また中東欧諸国の加盟について多くの既存加盟国が懐疑的态度を維持している状況の下で、これら諸国の加盟について人権尊重が条件とされたのは必然的であった。すなわち、一九九三年六月にコペンハーゲンで開催されたヨーロッパ理事会は、ヨーロッパ協定により連携しているあるいはそれが計画されている中東欧諸国⁶⁵がEU加盟国となることに合意し、次のような基準を設定した。

加盟国たる地位は、候補国が次のことを達成していることを必要とする。すなわち、民主主義、法の支配、人権および少数者の尊重と保護を保証する組織の安定性、機能する市場経済の存在、ならびに連合の中で競争の圧力および市場の諸力を処理しうる能力、である。

ここでは、①人権保障および民主主義の確保という政治的基準、②機能的市場経済の存在という経済的基準が設定されており、これについてもちろん、③共同体既得事項（*aquis communautaire*）を受け入れるという既得事項基準⁶⁶が確認されている。

こうして対外協力についてのコンディショナリティであった人権観念は、中東欧諸国の加盟条件となつたのである。

（2）EU条約規定の改正

コペンハーゲン・ヨーロッパ理事会で提示された加盟条件（コペンハーゲン基準といわれる）は、その後キプロス、マルタおよびトルコについて適用が確認され、一般的条件として確立するのであるが、この当時は特殊中東欧

諸国との関係で生まれた政治的基準であった。

それは前例とも異なっていた。前年（一九九二年）一二月にエジンバラで開かれたヨーロッパ理事会は、オーストリア、フィンランドおよびスウェーデンのE U（発足が確定していた）への加盟を議論したが、その条件はヨーロッパ連合条約と共同体既得事項の受諾を基礎とする、と確認している。^④

法的にも根拠がなかった（以下、資料2参照）。コペンハーゲン基準が打ち出された當時まもなく発効することになっていたE U条約（マーストリヒト条約）は、EEC設立条約（二三七条）の例に倣って加盟についてヨーロッパの国であること以外の条件は規定せず（〇条）、ごく間接的に加盟国の統治制度が民主主義の諸原則に基づき旨の確認があつた（F条1項）にすぎなかつた。後者の規定は、むしろE Uによる加盟国のナショナル・アイデンティティの尊重を強調するものであり、実際には条件として適用されなかつことはオーストリアなどの例で明らかである。

E U条約は、一九九五年一月にオーストリアなどの加盟が実現したのち本格化したE U条約再検討作業の結果、一九九七年一〇月三日に署名されたアムステルダム条約^⑤により大幅に改正され、次のような規定が設けられた（六条1項）。

連合は、自由、民主主義、人権および基本的自由の尊重、ならびに法の支配という、加盟国に共通の諸原則に基づき6条は旧F条を改正したものであり、F条はすでに2項において次のような規定をおいていた（現六条2項）。

連合は、「ヨーロッパ人権条約」により保障されたものとしての、および加盟国に共通の憲法的伝統に由来するものとしての基本権を、共同体法の一般原則として尊重する。

これは、二でみたE C司法裁判所判例の定式化ということができる。したがつて、アムステルダム条約による改

正後の六条を読むと、基本権の尊重という共同体法の一般原則の発展形態として、人権などがいわば「基礎原則 [founding principles]」として確認されているような印象が与えられるのである。しかし、この理解が短絡的であることは、まず、規定上この基礎原則にどのような効果が与えられているかをみれば、察しがつくのである。すなわち、これら六条1項の諸原則の尊重は、アムステルダム条約による改正により、いまや加盟申請の前提条件となっているのである（四九条）。またこの改正は、これら諸原則に重大かつ執拗に違反した加盟国の権利停止制度をも導入している（七条）⁷²。

資料2 ヨーロッパ連合条約主要人権関連規定新旧対照表

里斯ボン条約による改正後（二〇〇七年署名）	アムステルダム条約による改正後 (一九九七年署名・二〇〇三年発効)	ヨーロッпа連合条約〔マーストリヒト条約〕 (一九九二年署名・一九九三年発効)
第一 A 条 連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配および人権（少数者に属する者の権利を含む）の尊重という諸価値に基づく。これらの諸価値は、複数主義、差別禁止、寛容、正義、連帯ならびに女性と男性との間の平等によって特徴付けられる一つの社会の中にある加盟国に共通のものである。	第六条1 連合は、自由、民主主義、人権および基本的自由の尊重、ならびに法の支配という、加盟国に共通の諸原則に基づく。	F条1 連合は、加盟国の国民的アイデンティティを尊重する。加盟国の統治制度は、民主主義の諸原則に基づくものである。
第六条1 連合は、二〇〇〇年一二月七日に採択され、二〇〇六年一二月一二日にストラスブルクで調整されたヨーロッパ連合基本権憲章に述べられた権利、自由および原則を尊重する。憲章の規定は、基本条約に定められた連合の権限をいかなる意味でも拡大するものではない。	〔新設〕	

EC/EU法における人権規範の展開（小畑）

憲章中の権利、自由および原則は、その解釈

および適用を規定する憲章第七部にしたがって、かつこれらの規定の淵源を述べる憲章中に言及された説明に適正に考慮を払って、解釈されなければならない。

2 連合は、人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約に加入する。かかる加入は、

基本条約に定められた連合の権限に影響を及ぼすものではない。

3 人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約に保障されたものとしての、および加盟国に共通の憲法的伝統に由来するものとしての基本権は、連合法の一般原則を構成する。

〔新設〕

〔新設〕

2 連合は、一九五〇年一月四日ローマにおいて署名された人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約に保障されたものとしての、

および加盟国に共通の憲法的伝統に由来するものとしての基本権を、共同体法の一般原則として尊重する。

3 連合は、加盟国の国民的アイデンティティを尊重する。

〔1項参照〕

2 〔同上〕

4 [略]
〔略〕
第四条 第1A条にいう諸価値を尊重し、かつそれらを促進することを約束するいかなるヨーロッパの国家も、連合の加盟国となることを申請することができる。かかる国家は、その申請を理事会に宛てて行うものとし、理事会は、委員会との協議の後に、かつヨーロッパ議会の総議員の絶対多数による同意を得た後に、全会一致でこれを決定する。

〔略〕

〔同上〕

〔同上〕

3 〔同上〕
○条 いかなるヨーロッパの国家も、連合の加盟国となることを申請することができる。かかる国家は、その申請を理事会に宛てて行うものとし、理事会は、委員会との協議の後に、かつヨーロッパ議会の総議員の絶対多数による同意を得た後に、全会一致でこれを決定する。

さらにいえば、アムステルダム条約を作成した諸政府は、人権などが彼らに共通の基礎原則であるから、加盟国たる地位あるいは権利停止と結びつけられなければならない、と考えたわけではなかったのである。むしろ逆であって、加盟国たる地位の条件として、人権観念などが組み込まれなければならないので、それらが「基礎原則」と認めされなければならなかつたのである。アムステルダム条約に結実するEU条約の再検討のための政府間会議の準備のために設立された評議部会（Reflection Group）の、一九九五年九月の中間報告書は次のように述べている。

現在のヨーロッパ建設の過程において、また結局のところ拡大に至る過程で、連合と加盟国との間および加盟国と個人との間の関係の双方において、基本権の完全な遵守を確保する緊急の必要性があるということが、部会内で一般に意識されている。それゆえ、基本的人権または基本的民主主義諸原則を侵した加盟国の権利を停止するあるいは除名さえする規定を条約に挿入する必要があることについて部会内にコンセンサスがある（傍点は原文ではゴックク）。

ここですでに、現EU条約七条の規定は、東方拡大による新規加盟国への適用を意識したものであることは明らかであろう⁽⁴⁾。では、「基礎原則」という位置づけはどうのようになされたのであろうか。政府間会議は、一九九六年三月に開始されたが、初期の議長国の覚書では、人権などの諸原則がEUの加盟国たる地位と結びつけられねばならず、権利停止の可能性も盛り込むべきと述べたが、その前提として、次のような「一般原則」を提示した。

連合は、その統治制度が自由、民主主義、人権の尊重および法の支配の諸原則に基づくことをより構成される。

つまり、人権を理由とする権利停止ないし除名の可能性または加盟国たる条件としての人権尊重原則、といった観念が先にあり、それを理由付けるためにさしあたり加盟国との基礎原則としての人権、という前提がおかれ、それが転化してEU自体の基礎原則と定式化されたのである。そして、この定式化を跳躍台として、冒頭でみたように、里斯ボン条約による改正では、EUを基礎付ける価値、として実質上最初の条文に謳われることになったのである。

3 EU基本権局の発足

中東欧一〇か国の加盟に向けた過程では、コペンハーゲン基準に照らした審査が行われた。アムステルダム条約署名直後の一九九七年二月のルクセンブルク・ヨーロッパ理事会では、このうち政治的基準（内容的には「人権・民主主義基準」）は、交渉開始の前提条件とされたが^⑮、交渉開始後もこの項目の下、候補国の状況が毎年EC委員会により報告された^⑯。このような「これまでよりもはるかに干渉主義的で継続的な精査のプロセス」が候補国に悲喜こもごもの反応を引き起こしたことは、われわれが目撃したことである。では、二〇〇四年に中東欧八か国がついに加盟した後は、このような審査はどうなるのであろうか。加盟国の人権状況をモニターする制度はEU／ECには存在していなかったので、加盟は、旧候補国に適用される人権基準の実際上の引き下げというパラドクシカルな帰結を導き出してしまうのである^⑰。これが奇妙だというなら、人権モニター制度を新規加盟国について設ける必要があるが、これはこれらの諸国がEUの平等な構成員となつた今となつては受け入れがたい。必要であるならばすべてのEU加盟国を対象とする制度でなければならない。

このような直接的な論理に加えて、内外の人権二重基準に対する批判、より根源的にはEC／EUの正統性の欠如を人権観念で埋めようという志向は、徐々にその影響力を拡大してきていることも認められる。ヨーロッパ議会は、一九九三年から「EUにおける人権の尊重」と題する年次報告書を公表し始めている^⑱。EC理事会が一九九九年から公表している人権年次報告書は、同年のNGOとの対話において対内的側面の検討を欠いていることを厳しく批判され、二〇〇〇年の同報告書は、EU内における人権に相当の部分を割くようになった^⑲。二〇〇〇年のEU基本権憲章の採択も、このような文脈のなかに位置づけられる^⑳。

」のような文脈の中で、ヨーロッパ人種主義・外国人排撃監視センターを母体として二〇〇七年三月に発足したEU基本権局（EU Agency for Fundamental Rights）は、ついに誕生したEU域内の恒常的人権モニター機関であるとみられる。^⑤しかし、この機関を設立する理事会規則によれば、作業方法は、主として各加盟国内の機関と提携したネットワークを通じた情報収集であり（六条1項）、一人の局長（Director、一五条）および一名の独立の専門家で構成される科学委員会（一四条）が、実際の実働部隊といえよう。こうしてみると、実効性ある調査を行う能力について疑問を禁じ得ない。さらに重大な問題は、同機関の権限の範囲である（二一条）。

この基本権局の目的は、共同体の関連主要機関、機関、事務所および局、ならびに共同体法を実施している際の加盟国に對し、それらがそのおのおのの権限の範囲内において基本権を十全に尊重するための措置を取りおよび手順を定めるときにそれらを援助するため、基本権に関する援助と専門的知識を提供することである（傍点引用者）。

前身の人種主義・外国人排撃監視センターの加盟国に対する権限が、共同体法を実施している場合に限定されていなかったことにも留意されるべきであろう。もちろん実際の活動が本格的に展開していない現段階で確定的な評価を与えることはできないが、憲法秩序の実現の担い手として期待することは困難といわざるえない。

対外協力コンディショナリティおよびそれから展開した加盟条件は、紙の上での人権規範を基軸とする憲法秩序の形成への触媒となつたが、それが実際に制度として具体化し域内に適用されようとしたときには、旧来の加盟国による抵抗が立ちはだかっているといえよう。

四 EU法における人権規範の基礎と限界

以上から、人権規範を基軸とする憲法秩序化の過程は、もちろんさまざまな要因が絡んでいるけれども、規範命題の継承関係だけからいえば、次のように整理することができるところが分かった。つまり、冷戦崩壊直後に法的に明確な形態をとるようになつた对外コンディショナリティとしての人権規範が、中東欧諸国との協力関係を設定する諸条約に取り込まれ、これがこれら諸国の政治的な加盟条件となり（一九九三年のコペンハーゲン基準）、一般化された上で法的な加盟基準となつた（一九九七年署名のアムステルダム条約による改正後のEU条約四九条）。

同時にこれに觀念的基礎を与えるため、人権規範はEUの基礎原則という位置づけを与えられ（同六条1項）、これが決定的橋頭堡となつて基礎的価値とされるようになったのである（二〇〇七年署名の里斯ボン条約による改正後EU条約一A条）。他方、一九七〇年の国際商事会社事件で以降判例法として確立したEC司法裁判所による基本権保護をEC/EU法の一般原則とする規範命題は、EU条約で法典化されたが（F条2項）、この改正後1A条とは少なくとも直接的な継承関係はもつていらない。

以上の過程は、EU法における人権規範の基礎はどこにあるかも明らかにし、それらに照らして、人権規範の今後の展望も示している。

まず、本来加盟国各国の憲法秩序に固有の基本権規範を擁護者を自認する当該国国内裁判所との対抗関係は、右の判例の展開の原動力であった。この要素が全く過去のものとなつたということはできないであろう。しかし、これからは、通常の国際人権規範とは論理的に異質の規範しか展開しないし、EC機関の行為の統制ですらアプロジーとしてなされるにすぎないことになる。まして加盟国の行為の統制やEC/EUの独立の権限の根拠となっていく

ことは期待できない。

対外協力および拡大コンディショナリティの要因は、発展途上国との関係と、中東欧諸国をはじめとする加盟候補国あるいは加盟国内周辺国との関係に一応分けて考えるべきであろう。

発展途上国との関係では、日本の政府開発援助（ODA）批判でもみられたように、先進国（中核加盟国）市民による自らが重要視する価値（人権）を毀損する方向に資源が使われているという、主にタックスペイヤーとしての立場からの批判が大きな要素を構成している。また、投資活動が活発に展開している場合には、投資環境の整備という観点からも、その限りにおいて人権を促進しようとする契機がある。⁶⁸⁾しかし、ヨーロッパ議会が域内人権問題を取り上げはじめたのが、域外のそれに比べれば大きく遅れたことに示されるように、これだけでは、域内秩序規範の中軸として人権を位置づけることにはつながらないのである。

結果的に域外と域内との間を架橋することになった拡大過程におけるコンディショナリティとしての人権規範の導入には、いくつかの要素があろう。初期には、右の対発展途上国関係と同様、タックスペイヤーからの批判といつても無視できない要因であったであろう。しかし、すでに別稿でみたように、ここでの人権・民主主義コンディショナリティは、外資導入を前提とした市場経済の制度的基盤を提供するものとして、また統治の対内的安定性および対外的善隣関係を求めるものとして実際には機能していた。⁶⁹⁾このようなものがここでの人権の実質的内容であるならば、それがどんなに重大なものであっても個別的な人権侵害を逐一モニターする制度には、直接にはつながらないといわなければならない。また、加盟国の中で中核的な諸国を対象として人権規範を適用しようとする契機は、このなかからは見いだせない。

結局、対途上国あるいは周辺加盟国との関係で強い力をもつ人権を持ち出すこととのイデオロギー的整合性以外

には、EU法秩序を人権を基軸とする憲法秩序として確立する契機は存在しないと言わなければならない。そういう事情が、基本権憲章がそれ自体権限の根拠とならずEC／EU法実施の枠外の加盟国の行為を縛らないとされたり、基本権局に割り当たる資源や権限が限定されたりする状況につながっているのである。少なくともイデオロギー的には人権観念を必要としながら、EU制度の中においてそれを積極的に生産・適用・再生産することがないのは、そうすれどもによってEUという強力な制度を媒介に縛られることを中心諸国が望んでいないからである。人権観念の西ヨーロッパ諸国に適合的な（再）生産の拠点は、したがって、EU制度の外側に求められなければならぬ。EUがヨーロッパ人権条約を必要とし、ヨーロッパ人権裁判所の判決に服するという態度をとるのは、そのような根拠に基づくといえるであろう[※]。

注

- (1) 二〇〇七年一月三日署名。テキストは、Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, [2007] *Official Journal of the European Union* (以下「Official Journal of the European Communities も含む OJ と引用する) C 306/1.
- (2) リスボン条約による改正前のテキストは、Consolidated Version of the Treaty on European Union and Treaty establishing the European Community, [2006] OJ C 32/E5. 日本語訳は「トドカレバセ」、松井芳郎ほか編『マニハック条約集「一〇〇十』（東信堂）五五頁以降。以降の条約集に日本語訳のある国際文書にてこゝに記載、いちいちその旨注記しない。
- (3) テキストは、United Nations Treaty Series, Vol. 298, p. 1ff. 一九八七年に効力を生じた單一ヨーロッパ議定書（Single European Act）による改正前のテキストの日本語訳としてたとえば、田畠茂一郎・高林秀雄ほか編『基本条約・資料集（第四

版』（有信堂、一九八四年）一九三頁以下。

- (4) 正確には、一〇〇七年一二月一一日にスマラスブルで調整された一〇〇〇年のEU基本権憲章。テキストは、Charter of Fundamental Rights of the European Union, [2007] OJ C 303/1. 一〇〇〇年の採択時のテキストの日本語訳もつたといふが、松井芳郎ほか編『国際人権条約・宣言集』(第三版)（東信堂、一〇〇五年）一二七頁以下。

(5) 正式には、人権および基本的自由の保護のための条約。一九四九年に西欧・北欧一〇か国により設立された国際機構であるヨーロッパ評議会（歐州評議会、Council of Europe）において作成され、一九五〇年に署名された条約である。この条約の歴史的展開については、さしあたり参照：拙稿「ヨーロッパ人権条約実施システムの歩みと展望」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、近刊）所収。

- (6) 代表的なものとしておしあたり参照：庄司克宏「EC裁判所における基本権（人権）保護の展開」国際法外交雑誌九「卷」号（一九九〇年）三三頁以下、須綱隆夫「EUと人権——EUの人権政策権限と人権政策の展開」国際人権一八号（一〇〇七年）八頁以下。

(7) いのよくな指摘は、少なくとも示唆的にはこれまでなかつたわけではない。See, in particular: Gráinne DE BÚRCA, "Beyond the Charter: How enlargement has enlarged the human rights policy of the European Union," *Fordham International Law Journal*, Vol. 27 (2004), pp. 679ff.

(8) たとえば見よ：庄司・前出注(6)論文、三五頁注(1)、および、須綱・前出注(6)論文、一三一頁注(5)。

(9) なお、関連して、リスボン条約による改正後のEU条約一A条が「基本権」ではなく「人権」という言葉を用いていふ」とも注意を払つべきであると思われる。

- (10) 参照：佐分晴夫「WTOと人権——序説」本誌一〇一号（一〇〇四年）一九三頁以下。
- (11) たとえば、加藤久和「アジアにおける地域環境レジームの形成——評価と展望（序説）」同上、一一一頁以下。

- (12) E C / EU法の便利な道案内として、筆者はうわけ次のものを参照した。Paul CRAIG & Gráinne DE BÚRCA, *EU Law; Text, Cases, and Materials*, 4th ed., (Oxford UP, 2007).
- (13) *Stauder v. City of Ulm* (Case 29/69), Judgment of 12 November 1969, [1969] *European Court Reports* (ECR) 1170用ひ
n^o) 419, para. 7.
- (14) *Internationale Hadelsgesellschaft v. Einfuhr und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel* (Case 11/70), Judgment of 17 December 1970, [1970] ECR 1125, para. 4. ①の事件の紹介・解説として、参照：大藤紀子「E C 法秩序における基本権保護」中村民雄・須綱隆夫編著『E C 法基本判例集』（日本評論社、1100七年）1回1頁以降。
- (15) *Hauer v. Land Rheinland-Pfalz*, (Case 44/79), Judgment of 13 December 1979, [1979] ECR 3727.
- (16) *Ibid.*, para. 14.
- (17) (15). ①の事件の紹介・解説として、1974年のハルト事件判決に關する。Nold v. Commission (Case 4/53), [1974] ECR 491, at para. 13.
- (18) *Hauer* Judgment, *supra* note 15, paras. 18-21.
- (19) 参照：CRAIG & DE BÚRCA, *supra* note 12, p. 389ff.
- (20) 参照：Andrew CLAPHAM, "A Human Rights Policy for the European Community" *Yearbook of European Law*, Vol. 10, 1990 (1991), p. 331.
- (21) See: CRAIG & DE BÚRKA, *supra* note 12, p. 381; 庄司・前出注(6)論文、1111-1112頁、須綱・前出注(6)論文、九頁。
- (22) [Solange I], Beschluß v. 29. 5. 1974, *Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts* (BVerfGE) 37, 271. 次の英訳を参照。International Law Reports, Vol. 963, p. 383.
- (23) [Solange II], Beschuß v. 22. 10 1986, BVerfGE, 73, 339. 次の英訳を参照。[1987] 3 Common Market Law Reports 225.

」の決定の紹介・解説として参照：奥山亜喜子「歐州共同体の派生法に対する連邦憲法裁判所の裁判権」ドイツ憲法判例研究
叢編『ドイツの憲法判例（第1版）』（信書社、1990年）四二六頁以下。

(24) 参照：CRAIG & DE BURKA, *supra* note 12, p. 344ff.

(25) 」の問題に於ては銳く指摘するべく Joseph H. H. WEILER, "Fundamental rights and fundamental boundaries: on the conflict of standards and values in the protection of human rights in the European legal space" [1995], in: *id., The Constitution of Europe* (Cambridge UP, 1999), pp. 108-116. See also: CRAIG & DE BURKA, *supra* note 12, p. 388f.

(26) Wachauf v. Bundesamt für Ernährung und Forstwirtschaft (Case 5/88), Judgment of 13 July 1989, [1989] ECR 2609, at para. 19.

(27) Wachauf v. Bundesamt für Ernährung und Forstwirtschaft (Case 5/88), Opinion of the Avocat Général (Jacobs), 27 April 1989, [1989] ECR 2609, at para. 22.

(28) Elliniki Radiophonia Tileorassi AE and Panellinia Omospondia Syllogon Prossopikou v. Dimitori Etairia Pliroforisis and Sotirios Kavvelas and Nicolaos Avellas and others (Case C-260/89), Judgment of 18 June 1991 (略), ERT Judgment A-274, [1991] ECR I-2925.

(29) 参照：須綱・前出注(6)論文、100-111頁。

(30) ERT Judgment, *supra* note 28, at paras. 42-43.

(31) Accession by the Community to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, Opinion 2/94 of 28 March 1996, [1996] ECR I-1759, at para. 27. 」の意旨の紹介・解説として、参照：中西優美子「EUの欧州人権条約（*欧州憲法*）」廿九・須綱編著・前出注(9)書、115頁以下。

(32) See: Dominic McGOLDRICK, "The European Union after Amsterdam: An Organisation with General Human Rights

Competence?" in: David O'KEEFFE, & Patrick TWOMEY (eds.), *Legal Issues of the Amsterdam Treaty* (Hart, 1999), p. 249ff;

須繩・滝出社(6)譜文 1〇回^c

(33)

- "トキスルば" Consolidated Version of the Treaty establishing the European Community, [2006] *OJ C* 321 E/37.
"トキスルば" 「希望的で想像力豊かな解釈」 トキスルばに詮つて。 Andrew WILLIAMS, *EU Human Rights Policy: A Study in Irony* (Oxford UP, 2004), p. 117.

(35) 後に述べるEU基本権局の設立は、いざやく解釈を前提としている。もとより解釈を前提とするものである。

(36) See: CRAIG & DE BÚRKA, *supra* note 12, p. 416f.

(37) 以下、各協定の内容についてより詳しく述べる。参考: 拙稿「EC对外協力協定における人権・民主主義の位置づけの変遷」佐分晴夫ほか編『グローバル化のなかの法整備支援』(名古屋大学法政国際教育協力研究センター、11007年) 1111頁以下。

(38) See, in particular: Philip ALSTON & Joseph H. H. WEILER, "An ever closer union in need of a human rights policy: The European Union and human rights" in: Philip ALSTON, Mara E. BUSTELO & James HEENAN (eds.), *The EU and Human Rights* (Oxford UP, 1999), p. 8f; Andrew CLAPHAM, "Human Rights in the Common Foreign Policy and How is it Manifested in Multilateral Fora" in: *ibid.*, p. 641; CRAIG & DE BÚRKA, *supra* note 12, p. 407; WILLIAMS, *supra* note 34, esp. pp. 6-11.

- (39) "トキベーラ" Convention of Association between the EEC and the African and Malagasy States associated with that Community, and Annexed Documents, signed at Yaounde on 20 July 1963 (text downloaded from: <<http://aei.pitt.edu/>>).
- (40) EC/EU関係の諸協定の署名・発効状況について、EU理事会の次のチャートを参照した。<http://www.consilium.europa.eu/cms3_fo/showPage.asp?id=252&lang=en&mode=g>(last visited on 6 February 2008)
- (41) "トキベーラ" Convention of Association between the EEC and the African and Malagasy States associated with that Community, and Annexed Documents, singed on 29 July 1969 (text downloaded from: <<http://aei.pitt.edu/>>).

説
トキベーナ" ACP-EEC Convention of Lomé, *The Courier*, No. 31, Special Issue (1975).

(42) 論
Cf.: Lorand BARTELS, *Human Rights Conditionality in the EU's International Agreements* (Oxford UP, 2005), pp. 8-11.
(43) 參照: *ibid.*, p. 10; WILLIAMS, *supra* note 34, p. 27f.

(44) "トキベーナ" Second ACP-EEC Convention, signed at Lome on 31 October 1979, [1980] *OJ L* 34/71.

(45) 参照: Reinhart RACK & Stefan LAUSEGGER, "The Role of the European Parliament: Past and Future" in: ALSTON *et al* (eds.), *supra* note 38, p. 807.

(46) "トキベーナ" Third ACP-EEC Convention signed at Lome on 8 December 1984, [1986] *OJ L* 86/3.

(47) 一九八五年署名（翌年発効）の中米諸国との協力協定の前文で人権に言及してゐる。"トキベーナ" Cooperation Agreement between the EEC, of the one part, and the countries parties to the General Treaty on Central American Economic Integration (Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras and Nicaragua) and Panama, of the other part, [1986] *OJ L* 172/2.

(48) "トキベーナ" Fourth ACP-EEC Convention signed at Lome on 15 December 1989, [1991] *OJ L* 229/3.

(49) "トキベーナ" Framework Convention for Trade and Economic Cooperation between the EEC and the Argentine Republic, [1990] *OJ L* 295/67.

(50) 参照: BARTELS, *supra* note 43, p. 17.

(51) "トキベーナ" Treaty on European Union, [1992] *OJ C* 191/1.

(52) "トキベーナ" [1988] *OJ L* 327/2.

(53) 一九八八年九月二十六日署名、同年十一月一日発効。"トキベーナ" [1988] *OJ L* 327/2.

(54) リリヤ言及われてこなのぞ" グルンヘキ最終決定書とマニラ・トキベーナ議総括文書 (Concluding Document, 一九八三年)である。前者はもわらん後者も人権（おもだれに相違あるはず）にてこの周辺的・断片的な立意をもたらすのである。参照: 宮脇昇『COCIO人権レポートの研究』(国際書院、1100111年) 一六七—一七〇頁; John FRY, *The Helsinki*

- Process; Negotiating Security and Cooperation in Europe [1993] (reprint, UP of the Pacific, 2003), pp. 73-77. *Ibid.*, p. 179ff. 11
ば、ヘルシンキ最終決定書、マニラーステラント文書、ロスアムーナハーベル締結文書、パリ憲章のトキベツが収録されねば、
便利である。
- (55) いれに「こゝへあたつて参考: *ibid.*, pp.136-141; 抽稿「歐州審議会の人権保障活動と中東欧」外国学研究（神戸市外国语
大学）1111号（一九九五年）110頁。
- (56) *Bulletin of the European Communities* (以下「Bull. ECU用語), 1989, No. 4, point 2.2.16 at p. 68.
- (57) 11-10 ハペ協定と、其組みおものがれが作成された経緯は「こゝへあたつて参考: Michael J. BAUN, *A Wider Europe: the Process
and Politics of European Union Enlargement* (Rowman & Littlefield, 2000), pp. 30-35.
- (58) ハンガリー共和国とハンガリーの協定のトキベツなわくEurope Agreement establishing an association between the EC
and their Member States, of the one part, and the Republic of Hungary, of the other part, [1993] OJ L 347/2; [Republic of Poland],
[1993] OJ L 348/2. 国名が入れ替わる以外の変更のなこタイムルゼーの要領で詰詰。
- (59) See: *Bull. EC*, 1993, No. 12, point 1.3.2 at p. 95f.
- (60) トキベツなわくAgreement between the EEC and the Republic of Albania, on trade and commercial and economic coop-
eration, [1992] OJ L 343/2; [Republic of Estonia], [1992] OJ L 403/2; [Republic of Latvia], [1992] OJ L 403/11; Agreement be-
tween the EEC and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the Republic of Lithuania, of the other part, on
trade and commercial and economic cooperation, [1992] OJ L 403/20.
- (61) 一九九〇年のこの首脳会議で採択された文書の日本語訳を「こゝへあたつて参考: 松井ほか編・前出注(4)書」116頁に上。
たお簡潔には参考: 家正治ほか編『国際機構〔第11版〕』(世界思想社, 一九九九年) 111-1111頁(川岸繁雄執筆)。
- (62) *Bull. EC*, 1992, No. 5, point 1.2.13 at p. 82.

- (63) 「キヌトば」 [Romania], [1994] *OJ L* 357/2; [Republic of Bulgaria], [1994] *OJ L* 358/3.
- (64) モーロッパ協定が、その後、チャコおよびクロアチヤ（一九九〇年〔一〇月四日調印〕一九九五年発効）、バルト三国（一九九五年六月一二日署名、一九九八年発効）、スロバキア（一九九六年六月一〇日署名、一九九九年発効）と現在モーリタニアの加盟国となつた中東欧諸国と結ばれた。
- (65) Copenhagen European Council, Presidency Conclusions, 21 & 22 June 1993, *Bull. EC*, 1993, No. 6, point 1.13, para. 3 at p. 13.
- (66) *Ibid.*, para. 4 at p. 14.
- (67) 「加盟国たる地位は、候補国が、政治・経済・通貨同盟の諸目的の支持を含む加盟国たる地位から生ずる義務を引受けねば」とを前提とする。」 *Ibid.*
- (68) ものほか、「モーロッパ統合の勢いを維持しつゝ連合が新加盟国を吸収する能力も、重要な考慮要素である」 との如きで述べる。 *Ibid.*, para. 5 at p. 14. たゞ、それが、条件は、前年にECの委員会による提示されたことだ。 See: Toward a Closer Association with the Countries of Central and Eastern Europe; Report by the Commission to the European Council, Edinburgh, 11-12 December 1992, 2 Dec. 1992, SEC (92) 2301 final (text downloaded from <<http://aei.pitt.edu/>>), p. 3.
- (69) キャロル・マニタスによる。 See: Madrid European Council, Presidency Conclusions, 15 & 16 Dec. 1995, *Bulletin of the European Union* (以下「*Bull. EU*」) 1995, No. 12, point 1.25 at p. 18. ルクセンブルグによる。 See: Luxembourg European Council, Presidency Conclusions, 12 & 13 Dec. 1997, *ibid.*, 1997, No. 12, point 1.6, para. 31 at p. 11.
- (70) Edinburgh European Council, Presidency Conclusions, 11 & 12 Dec. 1992, *Bull. EC*, 1992, No. 12, point 1.6, para. 1 at p. 10.
- (71) トキベニアの「Amsterdam Treaty amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts, [1997] *OJ C* 340/1.
- (72) トキベニアの規定は、1993年1月1日と署名され、1994年1月1日発効したリース条約による改正により、手続を整備し、多数決を

導入するべき改正がやむにやれだ。

- (73) Progress Report from the Chairman of the Reflection Group on the 1996 Intergovernmental Conference, 1 Sept. 1995, SN 509/1/95 REV 1 (REFLEX 10) (text downloaded from <http://www.unizar.es/euroconstitucion/Treaty_Amst_Prep.htm>), p. 21.

(74) 次の文献も典拠を挙げてこなが、「新興の民主主義国」が加盟後に崩壊なし基準を下回る事態に対応するためのEUの行動 DE BÚRCA, *supra* note 7, p. 696.

- (75) Note from the Presidency, 8 May 1996, CONF 3848/96 (text downloaded from <<http://www.consilium.europa.eu/cms3/applications/cig/cig1996.asp?lang=en&cmsid=908>>>), p. 3.

(76) 参照: Luxembourg European Council, Presidency Conclusions, *supra* note 69, point I.5, para. 25 at p. 10.
→ おおいたく参考: WILLIAMS, *supra* note 34, pp. 73-77

DE BÚRCA, *supra* note 7, p. 700.

- (79) Bruno DE WITTE, "The Impact of Enlargement on the Constitution of the European Union" in: Marise CREMONA (ed.), *The Enlargement of the European Union* (Oxford UP, 2003), p. 240.

(80) 参照: RACK & LAUSEGGER, *supra* note 46, p. 808.

(81) 参照: WILLIAMS, *supra* note 34, p. 99.
DE BÚRCA, *supra* note 7, p. 687f.

- (83) 参照: 須綱・前出注(6)論文、111頁。この機関の設立の文脈にてこたえ 参照: DE BÚRCA, *supra* note 7, p. 703f. など、
左盃にてこたえ十分な検討を欠いてこたが、次の文献も参照: Philip ALSTON & Oliver DE SHUTTER (eds.), *Monitoring
Fundamental Rights in the EU: the Contribution of the Fundamental Rights Agency* (Hart, 2005)

説
84 「キベーラ」 Council Regulation (EC) No. 168/2007 of 15 Feb. 2007 establishing a European Union Agency for Fundamental Rights, [2007] OJ L 53/1.

論
85 See: Council Regulation (EC) No. 1035/97 of 2 June 1997 establishing a European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia, [1997] OJ L 151/1, Art. 2 (1).

86)れに関連しては、次の文献の先鋭な指摘を参照: 祖川武夫「人権の国際的保障と国際法の構造転換」〔一九八七年〕同『国際法と戦争違法化』(信山社、一〇〇四年)三五頁以下。

87 参照:拙稿「EU東方拡大過程における人権・民主主義コンセプトナリティ」本誌一〇一冊(一〇〇四年)九〇一九二頁。
88 しかし、ボスニア航空会社事件判決によれば、ヨーロッパ人権裁判所の側は、EC/EU機関の行為やEC/EU法を実施する加盟国の行為を、通常の場合と同程度に厳格に審査する」とはないと。むしろ、EC司法裁判所がヨーロッパ人権条約制度と「同等の保護」を守るべきであることを理由に、緩やかな審査が予定されてしまう。Bosphorus Hava Yolları Turizm Ve Ticaret Sirketi v. Ireland, Judgment of 30 June 2005 (Grand Chamber), *Reports of Judgments and Decisions of the European Court of Human Rights*, 2005-VI.)の事件の紹介・解説として、参照: 庄司克宏「歐州人権裁判所の『同等の保護』理論とEU法」慶應法学六号(一〇〇六年)二八五頁以下; 須網隆夫「旧ヨーロッパに対する制裁決議を実施するEC規則に基づくヨーロッパ航空所有機の没収」戸波ほか編・前出注(5)書所収。

〔付記〕筆者は、一〇〇五年一月一五日、Wider Europe: Institution and Integration と題する国際シンポジウム(京都大学大学院経済学研究科・同経済研究所主催)に出席し、「Origins and Developments of the Human Rights Conditionality for the EU Enlargement: Does It Set for the New Stage of the European Integration?」と題する報告

を行った。本稿は、¹⁾で述べた問題意識をさらに深め、議論を展開したものである。英文の報告書は、改題し修正・加筆の上、1007年四月に脱稿したものが、公刊された（“Human Rights Conditionality in EU Eastern Enlargement: A Catalyst for Constitutionalization?” in: Kichiro YAGI & Satoshi MIZOBATA (eds.), *Melting Boundaries: Institutional Transformation in the Wider Europe*, Kyoto UP, 2008, p.92）。このもとてな来歴から、¹⁾の英文原稿と重複する部分があることをお断りしたい。なお、本稿は、1005—1008年度科学研究費補助金基盤研究A（海外）「EU拡大後のエストニア・ラトヴィアにおける国家統合と複合民族社会形成に関する研究」（研究代表者：橋本伸也）に基づく研究成果の一部である。